

霧島市条例第39号
平成28年12月26日

霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 前田 終止

霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第126号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項、第5条、第6条第1項、第7条第2項第3号及び第4号、第8条、第9条第1項ただし書、第10条第1項及び第2項、第11条第4号並びに第12条第2項及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第14条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表第3の1の表を次のように改める。

1 体育館

区分			基本使用料（1時間につき）					
			国分体 育館	横川体 育館	牧園ア リーナ	隼人体 育館	溝辺体 育館	福山体 育館
専用使 用	使用者が入 場料を徴収 しない場合	アマチュアス ポーツに使用 する場合	880円	880円	880円	660円	660円	440円
		文化的催物に 使用する場 合 （営利又は宣 伝を目的とし ない場合）	1,760円	1,760円	1,760円	1,320円	1,320円	880円
		上記以外の場 合	3,520円	3,520円	3,520円	2,640円	2,640円	1,760円

	使用者が入 場料を徴収 する場合	アマチュアス ポーツに使用 する場合	2,640円	2,640円	2,640円	1,980円	1,980円	1,320円
		文化的催物に 使用する場合 (営利又は宣 伝を目的とし ない場合)	5,280円	5,280円	5,280円	3,960円	3,960円	2,640円
		上記以外の場 合	10,560 円	10,560 円	10,560 円	7,920円	7,920円	5,280円
一 部 使 用	卓球 (1台につき)		70円					
	バドミントン (1面につ き)		120円					
	バレーボール (1面につ き)		220円					
	バスケットボール (1面に つき)		330円					
附 属 施 設 等	卓球室及び2階卓球場		220円					
	会議室及び観覧室		150円	220円	250円	250円	220円	220円
	2階競技場		220円					
	ステージ		220円					
	トレーニング室		20円					

備考

- 1 「専用使用」とは、体育館の施設又は附属備品若しくは器具を大会又は講習会等で独占的に使用することをいう。
- 2 「一部使用」とは、個人使用を含む専用使用以外の使用をいう。
- 3 一部使用で上記区分に該当しない競技で使用する場合には、上記区分に近い区分において使用料を徴収する。
- 4 使用時間に1時間未満の端数を生じたときは、1時間とみなし、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 5 児童生徒が練習や大会等において使用する場合の使用料は、基本使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 6 土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に使用する場合(入場料を徴収しない場合でアマチュアスポーツに使用する場合及び一部使用の場合を除く。)の使用料は、基本使用料に100分の20を乗じて得た

額をそれぞれ基本使用料に加算した額とする。

- 7 使用許可時間を延長して使用した場合の使用料は、延長 1 時間につき基本使用料に100分の20を乗じて得た額を基本使用料に加算した額とする。
- 8 専用使用において照明を使用する場合の使用料は、それぞれ次に掲げる額とする。
 - (1) 国分体育館、隼人体育館 1 時間につき340円
 - (2) 溝辺体育館、福山体育館 1 時間につき150円
 - (3) 横川体育館、牧園アリーナ 1 時間につき620円
- 9 専用使用において2分の1又は4分の1の照明を使用した場合の使用料は、8に定める使用料のそれぞれ2分の1又は4分の1の額とする。
- 10 一部使用において照明を使用する場合の使用料は、それぞれ次に掲げる額とする。
 - (1) 卓球、バドミントン及びバレーボールで使用するとき。
 - ア 国分体育館、隼人体育館 1 時間につき120円
 - イ 溝辺体育館、福山体育館 1 時間につき80円
 - ウ 横川体育館、牧園アリーナ 1 時間につき160円
 - (2) バスケットボールで使用するとき。
 - ア 国分体育館、隼人体育館 1 時間につき230円
 - イ 溝辺体育館、福山体育館 1 時間につき150円
 - ウ 横川体育館、牧園アリーナ 1 時間につき310円
- 11 牧園アリーナ（会議室及びトレーニング室を除く。）の冷暖房使用料は、1 時間につき10,500円とする。
- 12 特別に電気を使用する場合は、その電気料に係る実費相当額を徴収する。
- 13 使用者が入場料を徴収する場合で「上記以外の場合」の使用料は、1 日につき税込最高入場料に100を乗じて得た額を基本使用料に加算した額とする。
- 14 それぞれの使用料の算定において10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 15 使用者が市民以外のものである場合の使用料は、基本使用料（上記5から7までに掲げる場合にあつては、それぞれにより算出して得た額を基本使用料とする。）に100分の100を乗じて得た額をそれぞれ基本使用料に加算した額とする。
- 16 15の「市民」とは、次に掲げるもの（以下この表において同じ。）をいう。
 - (1) 市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の住民基本台帳に記録されている者
 - (2) 市内の事務所、事業所等に勤務する者
 - (3) 市内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に在学する者
 - (4) 構成員の半数以上が(1)から(3)までに掲げる者である団体

別表第3の2の表を次のように改める。

2 運動場

区分			基本使用料（1時間につき）		
			溝辺運動場、牧園みやまの森運動場、霧島運動場	横川運動場、隼人運動場、牧之原運動場	福山運動場
専用使用	使用者が入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する 場合	300円	300円	210円
		上記以外の場合	600円	600円	420円
	使用者が入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する 場合	900円	900円	620円
		上記以外の場合	1,800円	1,800円	1,240円
一部使用	ソフトボール（1面につき）		210円	210円	110円
	野球（1面につき）		300円	300円	160円
	サッカー（1面につき）		300円	300円	160円
	半面使用		210円	210円	110円

備考

- 1 「専用使用」とは、運動場の施設又は附属備品若しくは器具を大会又は講習会等で独占的に使用することをいう。
- 2 「一部使用」とは、個人使用を含む専用使用以外の使用をいう。
- 3 一部使用で上記区分に該当しない競技で使用する場合には、上記区分に近い区分において使用料を徴収する。
- 4 使用時間に1時間未満の端数を生じたときは、1時間とみなし、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 5 児童生徒が練習や大会等において使用する場合は、基本使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 6 土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する場合（入場料を徴収しない場合でアマチュアスポーツに使用する場合及び一部使用の場合を除く。）の使用料は、基本使用料に100分の20を乗じて得た額をそれぞれ基本使用料に加算した額とする。
- 7 使用許可時間を延長して使用した場合の使用料は、延長1時間につき基本使用料に100分の20を乗じて得た額を基本使用料に加算した額とする。
- 8 照明を使用する場合の使用料は、それぞれ次に掲げる額とする。
 - (1) 全部点灯のとき。

- ア 溝辺運動場 1時間につき1,030円
- イ 横川運動場 1時間につき1,030円
- ウ 牧園みやまの森運動場 1時間につき3,600円
- エ 霧島運動場 1時間につき880円
- オ 隼人運動場 1時間につき3,600円
- カ 福山運動場 1時間につき420円
- キ 牧之原運動場 1時間につき1,030円

(2) 部分点灯のとき。

- ア 溝辺運動場 1基1時間につき100円
- イ 横川運動場 1基1時間につき130円
- ウ 牧園みやまの森運動場 1基1時間につき450円
- エ 隼人運動場 1基1時間につき600円
- オ 牧之原運動場 1基1時間につき130円

9 使用者が入場料を徴収する場合で「上記以外の場合」の使用料は、1日につき税込最高入場料に100を乗じて得た額を基本使用料に加算した額とする。

10 それぞれの使用料の算定において10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

11 使用者が市民以外のものである場合の使用料は、基本使用料（上記5から7までに掲げる場合にあっては、それぞれにより算出して得た額を基本使用料とする。）に100分の100を乗じて得た額をそれぞれ基本使用料に加算した額とする。

別表第3の3の表を次のように改める。

3 庭球場

区分			基本使用料（1時間につき）		
			溝辺庭球場	横川庭球場	隼人庭球場
専用使用	使用者が入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	750円	500円	1,500円
		上記以外の場合	1,500円	1,000円	3,000円
	使用者が入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	2,250円	1,500円	4,500円
		上記以外の場合	4,500円	3,000円	9,000円
一部使用	1コートにつき		250円		

備考

- 1 「専用使用」とは、庭球場の施設又は附属備品若しくは器具を大会又は講習会等

で独占的に使用することをいう。

- 2 「一部使用」とは、個人使用を含む専用使用以外の使用をいう。
- 3 使用時間に1時間未満の端数を生じたときは、1時間とみなし、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 4 児童生徒が練習や大会等において使用する場合の使用料は、基本使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 5 土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する場合（入場料を徴収しない場合でアマチュアスポーツに使用する場合及び一部使用の場合を除く。）の使用料は、基本使用料に100分の20を乗じて得た額をそれぞれ基本使用料に加算した額とする。
- 6 使用許可時間を延長して使用した場合の使用料は、延長1時間につき基本使用料に100分の20を乗じて得た額を基本使用料に加算した額とする。
- 7 単人庭球場の専用使用において、次に掲げるコートのみを使用する場合の使用料は、次に掲げる割合を基本使用料に乗じて得た額とする。
 - (1) ハードコートのみ使用 3分の2
 - (2) オムニコートのみ使用 3分の1
- 8 照明を使用する場合の使用料は、1コート1時間につき160円とする。
- 9 使用者が入場料を徴収する場合で「上記以外の場合」の使用料は、1日につき税込最高入場料に100を乗じて得た額を基本使用料に加算した額とする。
- 10 それぞれの使用料の算定において10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 11 使用者が市民以外のものである場合の使用料は、基本使用料（上記4から7までに掲げる場合にあつては、それぞれにより算出して得た額を基本使用料とする。）に100分の100を乗じて得た額をそれぞれ基本使用料に加算した額とする。

別表第3の4の表を次のように改める。

4 武道館、武道場

区分			基本使用料（1時間につき）	
			国分武道館	単人武道場
専用使用	使用者が入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	440円	220円
		文化的催物に使用する場合（営利又は宣伝を目的としない場合）	880円	440円
		上記以外の場合	1,760円	880円
	使用者が入	アマチュアスポーツに使用する	1,320円	660円

	場料を徴収する場合	場合		
		文化的催物に使用する場合（営利又は宣伝を目的としない場合）	2,640円	1,320円
		上記以外の場合	5,280円	2,640円
一部使用	1面につき		150円	110円
附属施設等	会議室		150円	—
	小道場		130円	—
	師範室		80円	—

備考

- 1 「専用使用」とは、武道館、武道場の施設又は附属備品若しくは器具を大会又は講習会等で独占的に使用することをいう。
- 2 「一部使用」とは、個人使用を含む専用使用以外の使用をいう。
- 3 使用時間に1時間未満の端数を生じたときは、1時間とみなし、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 4 児童生徒が練習や大会等において使用する場合の使用料は、基本使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 5 土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する場合（入場料を徴収しない場合でアマチュアスポーツに使用する場合及び一部使用の場合を除く。）の使用料は、基本使用料に100分の20を乗じて得た額をそれぞれ基本使用料に加算した額とする。
- 6 使用許可時間を延長して使用した場合の使用料は、延長1時間につき基本使用料に100分の20を乗じて得た額を基本使用料に加算した額とする。
- 7 照明を使用する場合の使用料は、それぞれ次に掲げる額とする。
 - (1) 国分武道館
 - ア 専用使用のとき 1時間につき100円
 - イ 一部使用のとき 1時間につき40円
 - (2) 隼人武道場
 - ア 専用使用のとき 1時間につき40円
 - イ 一部使用のとき 1時間につき10円
- 8 特別に電気を使用する場合は、その電気料に係る実費相当額を徴収する。
- 9 使用者が入場料を徴収する場合で「上記以外の場合」の使用料は、1日につき税込最高入場料に100を乗じて得た額を基本使用料に加算した額とする。
- 10 それぞれの使用料の算定において10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

- 11 使用者が市民以外のものである場合の使用料は、基本使用料（上記4から6までに掲げる場合にあっては、それぞれにより算出し、又は加算して得た額を基本使用料とする。）に100分の100を乗じて得た額をそれぞれ基本使用料に加算した額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に効力を有する霧島市教育委員会が行った処分、手続その他の行為又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に霧島市教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後この条例の規定により市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長が行った処分、手続その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 3 改正後の霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。